

医療保険 だより



高額療養費制度が
一部改正されます

高額療養費制度において、69歳以下の人の所得区分が平成27年1月から改正されます。所得区分を細分化することにより、それぞれの所得に応じた負担を軽減することを目的としています。（表参照）

今回の改正では70歳以上の人の自己負担限度額に変更はありません。

なお、平成26年8月から12月までに限度額適用認定証を交付された人には、新しい限度額証（有効期間 平成27年1月1日から7月31日まで）を平成26年12月末に郵送しています。

※今月号に折り込みの「国保のおはなし」も合わせてご確認ください。

市民課 保険医療係 ☎42・1191

平成27年1月からの69歳以下の人の自己負担限度額（月額）

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	所得が901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% （※多数該当 140,100円）
イ	所得が600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% （多数該当 93,000円）
ウ	所得が210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （多数該当 44,400円）
エ	所得が210万円以下	57,600円 （多数該当 44,400円）
オ	個人市・県民税（住民税）非課税	35,400円 （多数該当 24,600円）

※多数該当…過去1年以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降が該当します。

高額療養費制度とは

医療費が高額になったとき、一定額を超えた分はあとで払い戻しを受けることができる制度です。69歳以下の人が保険診療を受けた際、保険証と一緒に「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、医療機関での支払いを自己負担限度額で止めることができます。自己負担限度額は所得区分によって異なります。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について公表します。

平成25年12月1日から平成26年11月30日までの閲覧状況は次のとおりです。

市民課 市民窓口係

☎42・1191

申出者の氏名	委託者	利用目的の概要	閲覧年月日	住民の範囲
自衛隊 高知地方協力本部長		「自衛官募集業務実施のため」の 対象者抽出	平成25年 12月25日	平成8年4月2日から 平成9年4月1日までに 生まれた者
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次	(一社) 家の光協会	「読書についてのアンケート (第69回全国農村読書調査)」 の対象者抽出	平成26年 6月11日	妙見町
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次	NHK放送 文化研究所	「戦後70年に関する意識調査」の 対象者抽出	平成26年 10月10日	泉町・栄町